

## 愛知県分娩取扱施設(施設・設備)整備費補助金交付要綱

### (通則)

第1 愛知県分娩取扱施設整備費補助金(以下「補助金」という。)は身近な地域で安心して出産できる環境の整備を図るため、平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づいて実施する分娩取扱施設整備事業に要する経費に対して、予算の範囲内において、別表1に掲げた者に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する事業は、分娩取扱施設(施設・設備)整備事業(以下「補助事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

2 補助の区分、基準額及び補助対象経費は別表2のとおりとし、施設ごと及び補助の区分ごとに次により算出された額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 別表2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額をそれぞれの交付額とする。

ウ イにより得た額が第4欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

### (交付の対象外費用)

第3 施設の整備事業で、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、棚、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

### (申請手続)

第4 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別紙様式1のとおりとする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

### (申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ補助目的の達成に支障がないと認められる場合であつて、その変更が軽微なもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第8 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9 補助事業者は、規則第11条の規定により補助金の交付の決定があつた年度の12月末日現在において、別紙様式3により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、別紙様式2のとおりとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日とする。

(補助金の交付)

第11 補助金は、補助事業の完了後交付する。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第12 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式4により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 13 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」に定められている期間又は、それに準ずるものと認められる期間とする。

- 2 規則第 20 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上のものとする。

- 3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(一括下請負の禁止)

第 14 補助事業者は、補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(関係書類の整備)

第 15 補助事業者が地方公共団体の場合は、関係書類として別紙様式 5 による調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

また、補助事業者が地方公共団体以外の場合は、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(実施細則)

第 16 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 12 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 16 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 22 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 14 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。